４　特定放射光施設（理化学研究所により設置されるものに限る。）に係る登録施設利用促進機関が法第十七条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一　［略］

二　放射光専用施設を設置する者の募集及び選定並びに放射光専用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の支援の方法

三～十　［略］

５　［略］

６　特定中性子線施設に係る登録施設利用促進機関が法第十七条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一　［略］

二　中性子線専用施設を設置する者の募集及び選定並びに中性子線専用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の支援の方法

三～十　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第十九条　法第十九条第二項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって文部科学省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第一及び別記様式第二中「特定放射光施設」を「特定先端大型研究施設」に改める。

別記様式第三表面中「第24条第１項」を「第24条第２項」に改める。

（文部科学省組織規則の一部改正）

第二条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（研究公正推進室及び競争的研究費調整室並びに放射光施設推進専門官）	（研究公正推進室及び競争的研究費調整室並びに放射光施設推進専門官）
第五十条　［略］	**第五十条**　［同上］
２～６　［略］	２～６　［同上］
７　放射光施設推進専門官は、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二条第三項に規定する特定放射光施設であって国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が設置するものの整備及び利用等の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。	７　放射光施設推進専門官は、放射光施設（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二条第三項に規定する放射光を使用して研究等を行うための施設をいい、同項に規定する特定放射光施設を除く。）の整備及び利用等の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

３　特定放射光施設に係る登録施設利用促進機関が法第十七条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一　［同上］

二　放射光専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の募集及び選定の方法

三～十　［同上］

４　［同上］

５　特定中性子線施設に係る登録施設利用促進機関が法第十七条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一　［同上］

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の募集及び選定の方法

三～十　［同上］

（情報通信の技術を利用する方法）

第十九条　法第十九条第二項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって文部科学省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　［同上］